

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

管理 No.	H028
--------	------

所管部署：保健所 医療政策課
 （医事業事係 / 93-8392）

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	衛生検査所の登録の変更	
処分権者	保健所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)
	根拠規定条項	第20条の4第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号) 基準規定条項	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の4第2項 において準用する第20条の3第2項 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条第1項
	審査基準	[衛生検査所の登録の変更に係る審査基準] 衛生検査所の登録の変更に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)	現場確認後10日程度	
本票の作成日	平成29年1月10日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>[根拠法令・基準法令] 臨床検査技師等に関する法律 (登録の変更等) 第20条の4 登録を受けた衛生検査所の開設者は、その衛生検査所について、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、その衛生検査所の所在地の都道府県知事の登録の変更を受けなければならない。 2 前条第二項の規定は、前項の登録の変更について準用する。 3~4 略 ※臨床検査技師等に関する法律第二十条の三及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条については、衛生検査所の登録に係る審査基準整理票に記載のとおり</p>